

令和5年度(2023年度) 熊本市手話言語条例施策推進委員会 議事要旨

1. 日時 令和6年3月14日(木) 10:00~12:00
2. 場所 ウェルパルクまもと3階 301・302会議室
3. 出席者 西 章男(九州ルーテル学院大学 准教授)
(敬称略) 時松 美由紀(一般財団法人 熊本県ろう者福祉協会 女性部長)
小堀 佳子(熊本市 ろう者福祉協会 副会長)
宮本 せつ子(NPO法人 熊本県難聴者中途失聴者協会 理事長)
小野 康二(熊本県手話サークルわかぎ 熊本グループ 会長)
山田 京子(熊本県立熊本聾学校 教諭)

4. 会議内容 熊本市手話に関する施策の実施状況等について

- ◆事務局(障がい福祉課)からの説明
- ◆出席者からの意見の要旨

施策1 手話に対する理解の促進及び手話の普及

(1) 市政広報媒体を活用した啓発

- ・市政だよりの要点を手話で説明した動画を作成し、市政だよりに動画の二次元コードを掲載、もしくは市のホームページに動画を掲載してほしい。文字が苦手なろう者もいるので、聴覚障害のある方々が情報を理解しやすくなるのでは。

(2) 学校教育における理解・普及の促進

○聴覚障害支援学級・難聴学級の担当者への手話研修について

- ・聴覚障害支援学級・難聴学級の担当者への手話研修を保障(義務化)すべきでは。
- ・手話を拒否する子供もいるため、担当職員の手話研修を義務化することは如何か。
- ・担当者は手話のニーズが出てくる時があるため、いつでも対応できるよう、最低限の手話の学習を保障すべきでは。

(3) 市民や事業者等への理解促進及び普及の推進にかかる支援

○公民館での手話講座の開催について

- ・聾学校でも手話の研修が足りないため、公民館の手話講座を案内している。
- ・単発ではなく、継続した手話講座の開催をしてほしい。
- ・中途失聴者・難聴者向けの手話講座を開催してほしい。
- ・ろう者は日本手話をよく使用し、中途失聴者、難聴者は日本語対応手話を使うことが多い。お互いの手話を理解し、譲り合えるような取り組みが必要。

施策2 手話通訳士等の確保及び養成

(1) 手話通訳士等の更なる確保と技術の向上

○手話通訳講師の養成について

- ・全国手話研修センターでの講師養成講座及び研修に派遣できるよう、行政の支援が必要。

施策3 聴覚障害児及びその保護者等への支援

(1) 相談体制の充実

○保健師について

- ・熊本市等の保健師が聾学校で聴覚障がい児の発達や聴覚障がいについて勉強し、理解を深めている。八代市や人吉の保健師については聾学校から講師を派遣し、勉強している。

○聴覚障がい者の相談担当者について

- ・現在の相談支援体制には十分に支援が行き届いていない部分がある。これからの相談担当者は、ソーシャルワーク等の理念を持ち、社会福祉士などの有資格者にすべきではないか。
- ・熊本市内で考えると、聴覚障がいについて熟知した有資格者は限られている。人材の確保が難しいのでは。
- ・現在は手話も出来、聴覚障がいに理解のある有資格者が増えてきている。状況も少しずつ変化しているので、検討してもらいたい。
- ・聾学校にも、公認心理士の資格を持った職員が2名在籍している。相談担当者を有資格者で計画するのであれば、該当職員の定年退職後は協力ができるかもしれない。

施策4 手話を使用した情報発信

(1) 市主催行事等での手話対応等

○熊本市内の観光名所について

- ・ろう者にとっては手話が母語なので日本語（文章）だと分かりづらい場合がある。二次元コードを読み込んで手話で解説する動画を作成し、看板等に設置してもらいたい。

(3) 市職員に対する研修の実施

- ・市職員に対する手話研修を実施しているが、市民病院の職員に対し、市民病院向けの手話研修を実施してほしい。

施策5 聴覚障害の特性に応じた支援

(2) 要約筆記者等の派遣等

○音声認識について

- ・要約筆記者派遣事業の依頼数が増えていない理由として、スマホやタブレット等の普及により音声認識機器を自分で使うことが増えていることが挙げられる。
- ・音声認識については、全国要約筆記問題研究会が要約筆記者養成講座のカリキュラムに入れる流れとなっている。音声認識に今どういう問題があるのか現在研究しているところであり、もう少し時間がかかる。
- ・要約筆記という言葉自体がまだ広がらない。当事者を含めて活動を知る機会が少ないため認知度の低さが課題となっている。要約筆記の利用の仕方・派遣の仕方を学ぶ場や集まりの場を設けて説明する必要がある。
- ・聴覚障がい児の支援員に要約筆記者を配置してはどうか。そうすれば子供たちが卒業したあとでも要約筆記に派遣が利用できる。手話も必要だが、手話に抵抗がある子もたくさんいる。九州では宮崎は支援員に要約筆記者が配置されている。

○その他

- ・キャプションライン（遠隔から PC 文字通訳を行うことができるシステム）について
今、市では子どもに 1 台ずつ iPad、県は Chromebook が入っている。市は IP トークがインストールできなくなったため、同じような機能（キャプションライン）があることを聾学校より熊本市教育委員会に伝え、現在市教育委員会はキャプションラインのアカウントを 20 個持っている。物理的な準備はできているので、あとは教師の意識次第である。意識を持ってもらうための研修が必要。
- ・会議の進め方に配慮が必要。聴覚障がいを持つ方は見る世界しかないので、講演会に手話通訳をつける。要約筆記をつける、というだけでは賄えない世界がある。講演会の在り方、会議の進め方について、例えば間を置く、映像を見せる時間をつくるなど配慮する意識を持っていただきたい。
- ・要約筆記の利用制度について、現在、市の要綱では障がい者手帳がないと要約筆記者派遣依頼ができない。高齢になって聴力が落ちた方でも要約筆記が利用できる環境をつくることが大事である。今の制度を見直すことが必要ではないか。

施策 6 災害時における支援

(1) 災害時における要支援者の把握と避難支援

○聴覚障がいに特化した福祉避難所について

- ・聴覚障がい者同士のコミュニケーションスペースを確保することが必要である。聴覚障がい以外にも、身体障がい者、視覚障がい者それぞれの生活文化があるため、それらを一緒にしてしまうと生活文化が乱れてしまう。よって、聴覚障がいに特化した福祉避難所の設置が必要ではないか。
- ・盲学校と聾学校が福祉こども避難所になっており、子どもとその家族が入る事が出来るが、成人は入ることができない。特に盲の方にとっては知らない場所で過ごすのは見えないから勝手が分からない。もし盲学校に成人も入れるのであれば、以前自分が通っていた場所なので物の位置など分かっているので安心して過ごすことができるのではないか。

(2) 避難所における意思疎通手段の確保

- ・大規模地震に備えて、情報については形に残るものがあると思う。手話は形に残らないので、文字で残るものが必要である。以前、災害時に絵や図で情報を示すものを準備しているかどうかアンケートを取った際に、大分市のみ、A4 サイズの指差し用の図を準備していた。災害時は事前の準備が必要である。
- ・市消防局では、聴覚の不自由な方へ対応する際に、病状のイラストを指さしてもらい、内容を迅速かつ的確に把握するために使用する救急コミュニケーションボードの運用を開始している。それを災害時に活用できるか、指定避難所に導入できるかというのを災害部門と検討していきたい。

その他の意見

○熊本市公式 LINE について

災害時の情報発信の際、情報を手話動画でも入れてもらえないか。テレビを見ていたら緊急時に字幕が出てくるが、停電すると情報が入ってこなくなる。市公式 LINE にそういった機能があるとありがたい。

○法改正に伴う条例の改正について

障がい者差別解消法の改正に伴い、事業者への合理的配慮が令和 6 年 4 月 1 日より義務化されるため、熊本市手話言語条例の改正が必要。